

現物取引に係る取引時間の一部見直し等に伴う関連諸規則の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 業務規程	1
2 J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託 契約準則等の特例	4
3 業務規程施行規則	6
4 呼値の制限値幅に関する規則	8
5 J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託 契約準則等の特例の施行規則	10

業務規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託（外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券又は外国投資証券を信託財産とする受益証券発行信託に限る。以下同じ。）の受益証券及び投資証券を含む。第9条第1項、第64条及び第65条を除き、以下同じ。）、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券及びカバードワラン（法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(リクイディティ・プロバイダーの義務等)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託（外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券又は外国投資証券を信託財産とする受益証券発行信託に限る。以下同じ。）の受益証券及び投資証券を含む。第9条第1項、第64条及び第65条を除き、以下同じ。）、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券及びカバードワラン（法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(リクイディティ・プロバイダーの義務等)</p>

第30条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、リクイディティ・プロバイダーは、上場有価証券の発行者の発行する有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号において「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券を除く。)の募集(50名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下同じ。)又は売出し(役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。以下同じ。)について当該上場有価証券の発行者又は所有者と元引受契約(法第21条第4項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。)を締結した場合には、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において、当該上場有価証券の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)若しくは上場投資証券又は上場投資信託受益証券について買い注文に係るL P注文の発注(安定操作取引のための買い注文に係るL P注文を発注する場合を除く。)を行わないものとする。

6 (略)

付 則

- 1 この規程は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成

第30条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、リクイディティ・プロバイダーは、上場有価証券の発行者の発行する有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号において「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券を除く。)の募集(50名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下同じ。)又は売出し(役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。以下同じ。)について当該上場有価証券の発行者又は所有者と元引受契約(法第21条第4項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。)を締結した場合には、安定操作取引(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において、当該上場有価証券の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)若しくは上場投資証券又は上場投資信託受益証券について買い注文に係るL P注文の発注(安定操作取引のための買い注文に係るL P注文を発注する場合を除く。)を行わないものとする。

6 (略)

23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。

J－NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等
の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(バスケット取引)	(バスケット取引)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 バスケット取引の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前 <u>11時30分</u> から午後0時30分まで及び午後3時10分から4時30分までとする。	2 バスケット取引の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前 <u>11時</u> から午後0時30分まで及び午後3時10分から4時30分までとする。
3 (略)	3 (略)
(J－NET取引のための貸借取引)	(J－NET取引のための貸借取引)
第24条 取引参加者は、 <u>J－NET取引による普通取引について、制度信用取引（信用取引・貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。）に基づくJ－NET取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るJ－NET取引の決済のために、信用取引・貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。</u>	第24条 取引参加者は、制度信用取引（信用取引・貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。）に基づくJ－NET取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るJ－NET取引（ <u>当日取引を除く。以下この条及び第26条第3項において同じ。</u> ）の決済のために、信用取引・貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。
2 (略)	2 (略)
(委託の際の指示事項)	(委託の際の指示事項)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 信用取引口座を有する顧客がJ－NET取引の委託につき、 <u>第1項</u> 第9号の指示を行わなかった場合には、当該J－NET取引は信用取引によることができない。	3 信用取引口座を有する顧客がJ－NET取引の委託につき、 <u>前項</u> 第9号の指示を行わなかった場合には、当該J－NET取引は信用取引によることができない。
4 (略)	4 (略)
付 則	
1 この特例は、平成23年5月9日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成	

23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(株券の売買単位)	(株券の売買単位)
第13条の4 規程第15条第1号a(b)に定める銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。	第13条の4 規程第15条第1号a <u>の</u> (b)に定める銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第7項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。
(売買の停止)	(売買の停止)
第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。	第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 <u>15分</u> を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後 <u>15分</u> を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。	(2) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 <u>30分</u> を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後 <u>30分</u> を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。	(5) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。
a (略)	a (略)
b 売買の取消しを行わない場合	b 売買の取消しを行わない場合
本所が売買の取消しを行わないことを発表	本所が売買の取消しを行わないことを発表

した後15分を経過した時まで

した後30分を経過した時まで

(公開買付けに係る取引参加者の自己買付けの報告)

(削る)

第36条 規程第64条第1項第2号又は第5号に定める買付けを行った場合の同条第2項に規定する売買内容の報告は、本所が定める様式により、売買を行った日の翌日の午前11時までに行うものとする。

第36条 (略)

第36条の2 (略)

付 則

この規則は、平成23年5月9日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(株券及び外国投資証券の制限値幅)	(株券及び外国投資証券の制限値幅)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。	2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「 <u>権利落後始値</u> 」といいう。）の決定前（本所がその都度定める場合は、当日の売買立会終了時まで）における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「 <u>株式無償割当て銘柄</u> 」といいう。）の <u>権利落後始値</u> の決定前における当該株式無償割当て銘柄	(2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「 <u>人的分割銘柄</u> 」といいう。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段の決定前（本所がその都度定める場合は、当日の売買立会終了時まで）における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「 <u>株式無償割当て銘柄</u> 」といいう。）の <u>権利落後最初の約定値段</u> の決定前における当該株式無償割当て銘柄
(3) (略)	(3) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
(基準値段)	(基準値段)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。	2 前項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄の <u>権利落後最初の約定値段</u> （以下「 <u>権利落後始値</u> 」といいう。）の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3 (略)	3 (略)

付 則

この規則は、平成23年5月9日から施行する。

J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等
の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表
(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(单一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 J－N E T市場特例第10条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。この場合において、当該値段は、内国株券、優先出資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、出資証券及びカバードワラントについては1円の1万分の1の整数倍、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に定める値段のほか、次のa又はbに定める取引については、当該a又はbに定めるところによるものとする。</p> <p>a 売買高加重平均価格（前条に定める売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売呼値又は買呼値に自己の計算による買呼値又は売呼値を対当させる取引に限る。次のbにおいて同じ。）の場合は、次の(a)から(c)までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める値段</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 午前<u>11時</u>30分から午後0時30分まで 前場の売買高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の売買高加重平均価格をいう。）に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段</p> <p>(c) (略)</p> <p>b 売買高加重平均価格を目標としてあらかじ</p>	<p>(单一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 J－N E T市場特例第10条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。この場合において、当該値段は、内国株券、優先出資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、出資証券及びカバードワラントについては1円の1万分の1の整数倍、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に定める値段のほか、次のa又はbに定める取引については、当該a又はbに定めるところによるものとする。</p> <p>a 売買高加重平均価格（前条に定める売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売呼値又は買呼値に自己の計算による買呼値又は売呼値を対当させる取引に限る。次のbにおいて同じ。）の場合は、次の(a)から(c)までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定める値段</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 午前<u>11時</u>から午後0時30分まで 前場の売買高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の売買高加重平均価格をいう。）に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段</p> <p>(c) (略)</p> <p>b 売買高加重平均価格を目標としてあらかじ</p>

め取引参加者が本所又は東京証券取引所における売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段によることをあらかじめ約している対当取引の場合は、次の(a)又は(b)に掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める値段（当該値段に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段を含む。）

(a) 午前11時30分から午後0時30分まで

午前の売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

(b) (略)

2・3 (略)

め取引参加者が本所又は東京証券取引所における売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段によることをあらかじめ約している対当取引の場合は、次の(a)又は(b)に掲げる取引時間の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める値段（当該値段に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段を含む。）

(a) 午前11時から午後0時30分まで

午前の売買立会による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段

(b) (略)

2・3 (略)

付 則

- 1 この規則は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。